

罹災証明書（自己判定方式）について

【自己判定方式とは】

- ・被災者の方が撮影した写真から、家屋の損害が『**準半壊に至らない（一部損壊）**』（家屋全体の損害割合が**10%未満**）であることが確認でき、その判定結果に同意いただける場合は、自己判定方式により罹災証明書を交付できます。
- ・通常の家屋被害認定調査を実施せず、**比較的早く罹災証明書の交付が可能**となります。

【申請方法】

- ・罹災証明書交付申請書の「 **自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）という結果に同意します。**」にチェックをしてください。

【必要書類】

- ・罹災証明交付申請書
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・委任状（世帯主または同一世帯員以外の方が申請する場合）
- ・被害状況の写真 **※写真は必ず印刷したものを持参・提出してください**
 - ①家屋全景（遠景で周囲4面） ②表札（近景） ③被害箇所すべて（被害面積と程度がわかるように遠景と近景で撮影、できれば指差しやメジャーにより該当箇所を指定）

【一部損壊の代表例（目安）】

例1）屋根瓦が一部破損した



例2）外壁の一部にひびが生じた



例3）基礎の一部にひび割れが生じた。



【注意点】

家屋以外（ブロック塀や住宅のフェンス、アンテナ、家財等）の被害については、罹災証明書発行の対象となりません。